



▲調査員がご自宅に伺い、心身の状況などの調査を行う『訪問調査』

鶴代さんは窓で市の担当者に夫の心身の状況や日常生活の動作などを説明しました。担当者からは、亀吉さんの主治医の名前を尋ねられました。夫の主治医に意見書を書いてもらうためだそうです。

どんなサービスが、どれくらい受けられるの?

なお、認定結果の有効期限は、6ヶ月です。有効期限を過ぎるとサービスが受けられなくなりますので、経過する60日から30日前に介護保険室の窓口に介護保険証を提出し、更新の手続きを行ってください。

定『ケアマネジャーの決定とサービス計画の作成』といった流れで、事務や手続きが行われます。

要介護認定の申請では、鶴代さんのように心配しなくても大丈夫。申請は家族でもできます。

問調査の日は妻も一緒にその場にいた
かつたので、二人の都合の良い日にし
てもらいました。

数日後、市の訪問調査員が自宅に訪ねてきました。夫の心身の状況や日常生活の動作など、85項目にわたっての調査を受けました（訪問調査の時は本人だけでなく、なるべく家族が同席で普段の様子を詳しく話すことが必要です）。

申請してから約1カ月後、市から認定結果の通知書が届きました。要介護

度の判定の結果は『要介護3』。

これでサービスが受けられると安心した鶴代さんは、早速、ベットに横になつていた亀吉さんに報告しました。

「なるほど」と亀吉さん。それでも浮かぬ顔です。

「ところで鶴代や。『要介護3』は

いいが、どんなサービスが受けられるのかな。サリゲスを受けると、保険料

は上がつたりしないだろうね』。

さて、市の担当者から確かにサービ

ス内容について説明を受けたように思
う、町・開・二・公・出・二・い。昌

うか、何を聞いたか思い出せない。鶴代さんは、先づつた介護保険制度のパ

ソフテックの会員登録画面

**自立支援に向けたさまざま
なサービスがあります**



要介護度は、要支援と要介護
1～5の6段階に区分されています【表4】。要支援とは、日常生活を送るために支援を必要とする状態です。要介護とは、寝たきりや痴ほうなどで常に介護を必要とする状態

表4 要介護度

要介護度		身体の状態
要支援	社会的支援を要する状態	要介護状態とは認められないが、立ち上がりや歩行が不安定で入浴など一部介助が必要。
要介護1	部分的な介護を要する状態	立ち上がりや歩行などが不安定。衣服の着脱や入浴などに一部介助、排せつなどの後始末に間接介助が必要。
要介護2	軽度の介護を要する状態	立ち上がりや歩行などが自力では困難。入浴、排せつなどに一部または全面的な介助が必要。
要介護3	中等度の介護を要する状態	立ち上がりや歩行などが自力では困難。入浴、排せつ、衣服の着脱の全面的な介助が必要。
要介護4	重度の介護を要する状態	日常生活の能力はかなり低下。入浴、排せつ、衣服の着脱、洗顔などに全面的な介護が必要。問題行動が増える。
要介護5	最重度の介護を要する状態	日常生活の能力は著しく低下。生活全般にわたり全面的な介護が必要。意志の伝達がほとんどできない。

で、介護の必要度に応じて5つの段階で区分されています。要介護と認定された方は、在宅サービス、施設サービスのいずれかを選ぶことができますが要支援と認定された方については、在宅サービスのみの利用となります（サービスの内容については、8・9ページの【介護保険のサービス一覧】をご覧ください）。

ターによる一次判定と、一次判定の結果や主治医の意見書、訪問調査の記録をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会によって行う二次判定)で行います。

4.
認定

- 認定の有効期間は原則6ヶ月です。
 - 認定結果は、ご本人のもとへお知らせします。
 - 認定の効果は申請日までさかのぼります。
 - 認定は申請した日から原則として30日以内に行います。
 - 認定結果は、市が認定を行います。